

**平成28年4月1日以降、**

**次の解体・改造等を行う場合、**

**保健所への届出が必要です。**

- 1 非飛散性アスベストが含まれている建材である**
- 2 解体・改造・補修(リフォームを含む。)である**
- 3 平成18年9月1日以降の建物ではない**
- 4 延べ面積が80㎡未満ではない若しくは  
耐火建築物、準耐火建築物である(80㎡未満でも届出の対象)**

※届出をしない場合、  
条例に基づく罰則が  
適用されることがあ  
ります。



【問い合わせ】 沖縄県環境部環境保全課大気環境班 (TEL/098-866-2236)

## 改正条例の概要

- 1 一般粉じん、特定粉じん及び特定粉じん排出等作業の定義を追加する。（第2条関係）
- 2 特定粉じん排出等作業に係る作業基準を定める。（第23条の2関係）
- 3 特定粉じん排出等作業の実施の届出を定める。（第23条の3関係）
- 4 3の届出が作業基準に適合していない場合における計画の変更を命ずる規定を定める。（第23条の4関係）
- 5 解体等工事が特定工事に該当するか否かの調査等及び当該調査の結果の掲示を定める。（第23条の5関係）
- 6 特定工事を施工する者に作業基準の遵守義務を定める。（第23条の6関係）
- 7 作業基準を遵守していない場合における作業基準適合命令等を定める。（第23条の7関係）
- 8 発注者が作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮規定を定める。（第23条の8関係）
- 9 特定粉じん排出等作業又は大気汚染防止法第18条の15に規定する特定粉じん排出等作業の届出をした者（知事に届出をした者に限る。）に当該届出に係る作業完了届出を義務付ける。（第23条の9関係）
- 10 解体等工事の発注者等に対し、特定粉じん排出等作業等の状況の報告を求め、これらの者の工場等に立ち入り、検査等を行うことができるように定める。（第53条関係）
- 11 条例の規定及びこれによる命令等に違反した者に対する罰則を定める。（第58条及び第59条関係）
- 12 その他、所要の改正を行う。（目次、第2条、第4条第2項、第19条の見出しから第22条まで及び第50条第1項関係）
- 13 この条例は、平成28年4月1日から施行する。（附則第1項）
- 14 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める（附則第2項から第4項まで）



県章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県税条例等の一部を改正する条例（税務課）…………… 3
- 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（市町村課）…………… 13
- 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例（環境保全課）…………… 14

- 公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例（自然保護・緑化推進課）…………… 18
- 沖縄県青少年保護育成審議会設置条例（青少年・子ども家庭課）…………… 22
- 沖縄県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例（保健医療政策課）…………… 25
- 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例（港湾課）…………… 25
- 沖縄県いじめ防止対策審議会設置条例（教育庁県立学校教育課）…………… 27
- 沖縄県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（県議会事務局政務調査課）…………… 28

### 規 則

- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課）…………… 30
- 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）…………… 30
- 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（市町村課）…………… 32
- 沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（環境保全課）…………… 34

- 公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例施行規則（自然保護・緑化推進課）…………… 40
- 沖縄県青少年保護育成審議会規則を廃止する規則（青少年・子ども家庭課）…………… 42
- 沖縄県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）…………… 42

### 教育委員会事項

- 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則…………… 43

### 公布された条例のあらまし

#### ○ 沖縄県税条例等の一部を改正する条例（条例第36号）

##### 1 沖縄県税条例の一部を次のように改正することとした。〈第1条〉

- (1) 平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人の事業税の税率は、付加価値割については100分の0.96、資本割については100分の0.4、所得割について所得のうち年400万円以下の金額にあつては100分の2.5、所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額にあつては100分の3.7、所得のうち800万円を超える金額にあつては100分の4.8とする。（第49条関係）
- (2) 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を1年半延長し、居住年が31年であるものまでとすることとする。（附則第5条の2関係）
- (3) 1,000本につき411円とする紙巻たばこ旧3級品に係る県たばこ税の特例税率を4年間で段階的に廃止する。（附則第14条関係及び附則第8項から第20項まで）
- (4) 有害鳥獣捕獲等の事業を実施する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟税を課税免除とする。（附則第20条関係）
- (5) その他所要の改正を行う。（第18条、第20条、第42条、第45条の13、第48条、第60条の1、第73条、附則第8条、附則第12条の2及び附則第20条の2関係）

2 沖縄県税条例及び沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正することとした。〈第2条〉

地方消費税率の78分の22への引上げ時期を平成29年4月1日に変更する。(附則第1項関係)

3 沖縄県税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正することとした。〈第3条〉

地方税法の改正に伴い関係規定の整理を行う。(第42条関係)

4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(5)中第60条の1に係る部分については平成27年10月1日から、1(5)中第20条及び第45条の13関係に係る部分については平成28年1月1日から、1(1)及び(3)並びに1(5)中第18条、第42条、第48条及び附則第8条関係に係る部分については平成28年4月1日から施行することとした。(附則第1項)

5 その他条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項から第7項まで及び第21項)

○ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第37号)

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による住民基本台帳法の一部改正に伴い、情報提供手数料の額の決定に関する規定を廃止するほか、規定の整理を行うこととした。(第2条から第10条まで関係)

2 この条例は、平成27年10月5日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例(条例第38号)

1 一般粉じん、特定粉じん及び特定粉じん排出等作業の定義を追加することとした。(第2条関係)

2 特定粉じん排出等作業に係る作業基準を定めることとした。(第23条の2関係)

3 特定粉じん排出等作業の実施の届出を定めることとした。(第23条の3関係)

4 3の届出が作業基準に適合していない場合における計画の変更を命ずる規定を定めることとした。(第23条の4関係)

5 解体等工事が特定工事に該当するか否かの調査等及び当該調査の結果の掲示を定めることとした。(第23条の5関係)

6 特定工事を施工する者に作業基準の遵守義務を定めることとした。(第23条の6関係)

7 作業基準を遵守していない場合における作業基準適合命令等を定めることとした。(第23条の7関係)

8 発注者が作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮規定を定めることとした。(第23条の8関係)

9 第23条の3の規定による届出をした者又は大気汚染防止法第18条の15第1項若しくは第2項の規定により知事に届出をした者に当該届出に係る作業完了届出を義務付けることとした。(第23条の9関係)

10 解体等工事の発注者等に対し、特定粉じん排出等作業等の状況の報告を求め、これらの者の工場等に立ち入り、検査等を行うことができるように定めることとした。(第53条関係)

11 この条例の規定及びこれによる命令等に違反した者に対する罰則を定めることとした。(第58条及び第59条関係)

12 その他所要の改正を行うこととした。(目次、第2条、第4条第2項、第19条の見出しから第22条まで及び第50条第1項関係)

13 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則第1項)

14 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項から第4項まで)

○ 公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例(条例第39号)

1 条例の目的について定めることとした。(第1条)

2 定義について定めることとした。(第2条)

3 特定外来生物が付着又は混入している埋立用材の県内への搬入の禁止について定めることとした。(第3条)

4 事業者の埋立用材の搬入の届出について定めることとした。(第4条)

5 第4条の規定による届出事項について変更があった場合の届出について定めることとした。(第5条)

6 第4条の規定による届出又は第5条の規定による変更の届出を行わなかった事業者に対する措置について定めることとした。(第6条)

7 事業者の届出について、条例の目的達成のため必要な限度で、知事が事業者に対しとることのできる措置について定めることとした。(第7条)

8 特定外来生物が付着又は混入しているおそれがある埋立用材があると認めるときの立入調査等について定

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 沖縄県条例第38号

### 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例

沖縄県生活環境保全条例（平成20年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第23条の9」に改める。

第2条中第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、同条第7号中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に、「粉じんを」を「一般粉じんを」に、「粉じんが」を「一般粉じんが」に改め、同号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 特定粉じん排出等作業 石綿含有成形板その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

第2条第6号の次に次の2号を加える。

(7) 特定粉じん 粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいう。

(8) 一般粉じん 特定粉じん以外の粉じんをいう。

第4条第2項中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

第19条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同条第1項第3号から第5号までの規定中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同条第2項中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

第20条第1項中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

第21条及び第22条中「粉じん発生施設を」を「一般粉じん発生施設を」に、「当該粉じん発生施設」を「当該一般粉じん発生施設」に改める。

第2章第1節第2款中第23条の次に次の8条を加える。

(作業基準)

**第23条の2** 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、規則で定める。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

**第23条の3** 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「特定工事の発注者等」という。）は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 特定工事の場所

(4) 特定粉じん排出等作業の種類

(5) 特定粉じん排出等作業の実施の期間

(6) 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

(7) 特定粉じん排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(計画変更命令)

**第23条の4** 知事は、前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(解体等工事に係る調査及び説明等)

**第23条の5** 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。）の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。次項及び第53条第1項において同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、規則で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第23条の3第1項第4号から第7号までに掲げる事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

2 前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者（第53条第1項において「自主施工者」という。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

4 第1項及び前項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(作業基準の遵守義務)

**第23条の6** 特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

**第23条の7** 知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん

排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(発注者の配慮)

**第23条の8** 特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(特定粉じん排出等作業等の完了届出)

**第23条の9** 第23条の3の規定による届出をした者又は大気汚染防止法第18条の15第1項若しくは第2項の規定により知事に届出をした者は、当該届出に係る作業が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該届出に係る作業の場所
- (3) 当該届出に係る作業の実施の期間
- (4) その他規則で定める事項

第50条第1項中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

第53条第1項中「設置している者」の次に「、解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者」を、「処理の方法」の次に「、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況」を、「事業場」の次に「若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場」を、「立ち入り、ばい煙発生施設等若しくはばい煙処理施設」の次に「、解体等工事に係る建築物等」を加える。

第58条を次のように改める。

**第58条** 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項、第10条第1項、第25条又は第27条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第23条の4又は第23条の7の規定による命令に違反した者

第59条第1号中「第20条第1項」の次に「、第23条の3第1項」を加える。

附則第3項及び附則第7項の表中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にされた改正前の第19条第1項若しくは第3項、第20条第1項又は第23条第1項において準用する第13条若しくは第14条の規定による粉じん発生施設に係る届出は、それぞれ、改正後の第19条第1項若しくは第3項、第20条第1項又は第23条第1項において準用する第13条若しくは第14条の規定による一般粉じん発生施設に係る届出とみなす。
- 3 改正後の沖縄県生活環境保全条例（以下「新条例」という。）第23条の3、第23条の5、第23条の6、第23条の9及び第53条第1項の規定は、この条例の施行の際現に着手していた新条例第23条の3第1項に規定する特定工事については、適用しない。
- 4 この条例の施行の日から平成28年4月15日までの間に、新条例第23条の3第1項の建設工事に着手する者に対する同項の規定の適用については、同項中「特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに」とあるのは、「平成28年4月1日までに」とする。

公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例をここに公布する。

平成27年7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第39号

公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第1条に規定する目的の趣旨を踏まえ、公有水面埋立事業の実施による外来生物の侵入を防止することにより、生物の多様性を確保し、もって祖先から受け継いだ本県の尊い自然環境を保全することを目的とする。

改め、同様式を第5号様式とする。

第7号様式中「第7条関係」を「第6条関係」に、「第30条の40」を「第30条の35」に、「係」を「班」に改め、同様式を第6号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式（第7条関係）

(表)

	身分証明書	第 号
写  真	所 属 職 名 氏 名 生年月日	
<p>上記の者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の39第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">沖縄県知事 印</p>		

(裏)

住民基本台帳法抜すい

(報告及び検査)

第30条の39 都道府県知事は、前条第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 (略)

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第55号

沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県生活環境保全条例施行規則（平成21年沖縄県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(特定粉じん)

第4条の2 条例第2条第7号の規則で定める物質は、石綿とする。

第5条の見出しを「（一般粉じん発生施設）」に改め、同条中「第2条第7号」を「第2条第9号」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(特定建築材料)

第5条の2 条例第2条第10号の規則で定める建築材料は、次に掲げるもののうち石綿をその重量の0.1

パーセントを超えて含有するものとする。

(1) 石綿含有成形板（石綿を含有する板状に成形された建築材料をいう。）

(2) 石綿含有成形板以外の石綿含有建材（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第3条の3各号及び前号に掲げる以外の建築材料をいう。）

（特定粉じん排出等作業）

**第5条の3** 条例第2条第10号の規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

(1) 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物以外の建築物であって、当該建築物の延べ面積が80平方メートル未満のものを除く。以下「建築物等」という。）を解体する作業

(2) 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

第6条中「第2条第9号」を「第2条第12号」に改める。

第7条中「第2条第9号ア」を「第2条第12号ア」に改める。

第8条中「第2条第9号イ」を「第2条第12号イ」に改める。

第13条中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

第16条の見出し中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同条第1項中「粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書」を「一般粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書」に改め、同条第2項第1号中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同項第2号及び第3号中「粉じん」を「一般粉じん」に改める。

第17条の次に次の9条を加える。

（作業基準）

**第17条の2** 石綿に係る条例第23条の2の作業基準は、次のとおりとする。

(1) 特定粉じん排出等作業を行う場合は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。

ア 条例第23条の3第1項又は第2項の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ウ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

エ 特定粉じん排出等作業の方法

オ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

(2) 前号に定めるもののほか、別表第7の2の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

（特定粉じん排出等作業の実施の届出）

**第17条の3** 条例第23条の3第1項及び第2項の規定による届出は、特定粉じん排出等作業実施届出書（第6号の2様式）によってしなければならない。

2 条例第23条の3第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況

(2) 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要

(3) 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

(4) 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所  
（特定工事に該当しないことが明らかな建設工事）

**第17条の4** 条例第23条の5第1項の規則で定める建設工事は、次に掲げる建設工事とする。

(1) 平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの

(2) 建築物等のうち平成18年9月1日以後に改造又は補修の工事に着手した部分を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該部分以外の部分を改造し、若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

（解体等工事に係る説明の時期）

**第17条の5** 条例第23条の5第1項の規定による説明は、解体等工事の開始の日までに（当該解体等工事が特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該特定工事の開始の日から14日以内に開始する場合には、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに）行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合には、速やかに行うものとする。

（解体等工事に係る説明の事項）

**第17条の6** 条例第23条の5第1項前段の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 調査を終了した年月日
- (2) 調査の方法
- (3) 調査の結果

（特定工事に係る説明の事項）

**第17条の7** 条例第23条の5第1項後段の規則で定める事項は、第17条の3第2項各号に掲げる事項とする。

（解体等工事に係る掲示の方法）

**第17条の8** 条例第23条の5第4項の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うものとする。

（解体等工事に係る掲示の事項）

**第17条の9** 条例第23条の5第4項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第23条の5第1項又は第3項の規定による調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 調査を終了した年月日
- (3) 調査の方法
- (4) 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

（特定粉じん排出等作業等の完了届出）

**第17条の10** 条例第23条の9の規定による届出は、特定粉じん排出等作業等完了届出書（第6号の3様式）によってしなければならない。

2 条例第23条の9第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 特定粉じん排出等作業等の一連の作業の状況を示したもの
- (2) 特定粉じん排出等作業等の工程を示した工程表
- (3) 作業計画と実施した作業との相違点
- (4) その他知事が必要と認める事項

第27条第1項第2号中「すべて」を「全て」に改める。

第29条第2号中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

第35条第2項中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、「粉じんの」を「一般粉じんの」に改め、同条中第4項を第7項とし、第3項の次に次の3項を加える。

4 知事は、条例第53条第1項の規定により、解体等工事の発注者に対し、条例第23条の3第1項第4号から第7号までに掲げる事項、第17条の3第2項各号に掲げる事項及び条例第23条の5第1項の規定による調査について報告を求めることができる。

5 知事は、条例第53条第1項の規定により、解体等工事の受注者に対し条例第23条の5第1項の規定による調査について、自主施工者に対し条例第23条の3第1項第4号から第7号までに掲げる事項、第17条の3第2項各号に掲げる事項及び条例第23条の5第1項の規定による調査について、それぞれ報告を求め、又はその職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等、解体等工事により生じた廃棄物その他の物及び関係帳簿書類を検査させ、若しくは関係人に対する指示又は指導を行わせることができる。

6 知事は、条例第53条第1項の規定により、特定工事を施工する者（特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者を除く。）に対し、条例第23条の3第1項第6号及び第7号に掲げる事項並びに第17条の3第2項各号に掲げる事項について報告を求め、又はその職員に、特定工事に係る建築物等若しくは特定工場の現場に立ち入り、特定粉じん排出等作業に使用される機械器具及び資材（特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。）を検査させ、若しくは関係人に対する指示又は指導を行わせることがで

きる。

第38条第2項中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 2以上の特定粉じん排出等作業及び大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業等」という。）についての条例の規定による届出は、当該2以上の特定粉じん排出等作業等が同一の建築物等について行われる場合又は当該2以上の特定粉じん排出等作業等が同一の工場若しくは事業場において行われる場合に限り、一の届出書によって届出をすることができる。

別表第2中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

別表第7中「粉じん」を「一般粉じん」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第7の2（第17条の2関係）

特定粉じん排出等作業に関する基準

項	特定粉じん排出等作業の種類	作 業 基 準
1	解体する作業（次項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 (3) 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。
2	人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
3	改造し、又は補修する作業	1の項に掲げる措置に準じた方法により行うか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

第3号様式及び第4号様式中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改める。

第6号様式中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に、「別紙1から別紙4」を「別紙1から別紙4まで」に改め、同様式備考中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同様式別紙2中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同様式別紙2備考中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に、「粉じんの」を「一般粉じんの」に改め、同様式別紙3中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同様式別紙3備考中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に、「粉じんの」を「一般粉じんの」に改め、同様式別紙4中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に改め、同様式別紙4備考中「粉じん発生施設」を「一般粉じん発生施設」に、「粉じんの」を「一般粉じんの」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

第6号の2様式（第17条の3関係）

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印  
 届出者 電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、沖縄県生活環境保全条例第23条の3第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)			
特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
特定粉じん排出等作業の種類	沖縄県生活環境保全条例施行規則別表第7の2 1の項 建築物等の解体作業(次項を除く。) 2の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 3の項 改造・補修作業 (件)			
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号		
	至 年 月 日	※受理年月日		
特定建築材料の種類	1 石綿含有成形板 2 石綿含有成形板以外の石綿含有建材	※審査結果		
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。			
特定建築材料の使用面積	m <sup>2</sup>			
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。			
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) 延べ面積 m <sup>2</sup> (階建)	※備考	
		その他工作物		
	特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		

- 備考 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、沖縄県生活環境保全条例施行規則第17条の3第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類とみなす。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法	除去・その他
使用する資材及びその種類	
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。  
 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。  
 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、沖縄県生活環境保全条例施行規則別表第7の2に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法等を記載すること。  
 4 養生の状況、掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m<sup>3</sup>) を記入すること。

第6号の3様式 (第17条の10関係)

特定粉じん排出等作業等完了届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 印  
 届出者 電話番号

沖縄県生活環境保全条例第23条の3 (大気汚染防止法第18条の15第1項又は第2項) の規定による届出に係る作業を完了したので、沖縄県生活環境保全条例第23条の9の規定により次のとおり届け出ます。

特定粉じん排出等作業等の場所	(特定粉じん排出等作業等の名称)
特定粉じん排出等作業等の実施の期間	開始 年 月 日 終了 年 月 日
特定粉じん排出等作業等の一連の作業状況を示したもの	
特定粉じん排出等作業等の工程を示した工程表	
作業計画と実施した作業との相違点	
特定粉じん排出等作業等を伴う建設工事を施工した者	住所 氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

- 備考 1 届出書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。  
 2 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあってはその代表者) が署名することができる。

第11号様式裏中「設置している者」の次に「、解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者」を、「処理の方法」の次に「、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況」を、「くは事業場」の次に「若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場」を、「立ち入り、ばい煙発生施設等若しくはばい煙処理施設」の次に「、解体等工事に係る建築物等」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年 7月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第56号

公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例（平成27年沖縄県条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(埋立用材の搬入の届出)

第2条 条例第4条又は第5条の規定による届出は、埋立用材搬入（変更）届出書（第1号様式）により行うものとする。

(変更の届出を要しない軽微な変更)

第3条 条例第5条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第4条第3号に掲げる事項に係る変更（埋立用材の数量が減少するものに限る。）
- (2) 条例第4条第4号に掲げる事項に係る変更（埋立用材を採取する場所の面積が減少するものに限る。）

(身分証明書)

第4条 条例第8条第2項の身分を示す証明書は、第2号様式のとおりとする。

(公表の方法)

第5条 条例第11条の規定による公表は、沖縄県公報に登載するほか、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成27年11月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

埋立用材搬入（変更）届出書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所  
氏 名

届出者

印

{ 法人にあつては、名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地 }

公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例（平成27年沖縄県条例第39号）第4条（第5条）の規定により、埋立用材の搬入について、次のとおり届け出ます。

当該埋立用材を使用する 公有水面埋立事業の名称		
当該埋立用材の種類、用途及び数量	種類	
	用途	
	数量	
△当該埋立用材を採取する場所の位置、区域及び面積	別紙（ ）のとおり。	
△当該埋立用材を県内に搬入する予定日、	別紙（ ）のとおり。	